別表第一の四の項及び六の項中「すべて」を「全て」に改め、同表の七の項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第二の四の項中「すべて」を「全て」に改め、同表の五の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「すべて」を「全て」に改め、同表の七の項及び十の項中「すべて」を「全て」に改め、同表の十一の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第十一までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二条　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部改正）

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同号ロからチまで及び同条第二号イ(2)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十条第一号中「工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十九条第一項」を「産業標準化法第三十条第一項」に、「第二十条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第二十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第二号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に改める。

様式第一から様式第四まで、様式第八及び様式第九中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○法務省・厚生労働省令第二号

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号）附則第三条第四項の規定に基づき、有料職業紹介事業保証金規則の廃止等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十七日

法務大臣　山下　貴司
厚生労働大臣　根本　匠

有料職業紹介事業保証金規則の廃止等に関する省令の一部を改正する省令

有料職業紹介事業保証金規則の廃止等に関する省令（平成十五年法務省厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（日本産業規格A列4番）

通知書					
還付有価証券	名称	枚数	総額面	券面額、回記号及び番号	
還付振替国債	銘柄		回記号	金額	
還付年月日					
債権額					
債権発生の原因たる事実					
供託者の氏名又は名称及び住所					
※供託年月日					
※供託番号					
※供託金額					
※供託有価証券	名称	枚数	総額面	券面額、回記号及び番号	
※供託振替国債	銘柄		回記号	金額	
供託所名					

上記供託物について頭書のとおり還付を受けたから通知する。

令和　年　月　日

住所
債権者　氏名　㊞

都道府県労働局長あて

注　(1)　※の付してある欄には、数回の供託に係る供託物につき還付を受ける場合は、それらを連記すること。

(2)　債権者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○法務省・農林水産省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、家畜商営業保証金規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十七日

法務大臣　山下　貴司
農林水産大臣　吉川　貴盛

家畜商営業保証金規則の一部を改正する省令

家畜商営業保証金規則（昭和三十七年法務省農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。